

平成29年3月15日

秋田県大館市・山梨県甲州市・熊本県湯前町の歴史的風致維持向上計画を認定

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」第5条に基づき、秋田県大館市、山梨県甲州市及び熊本県湯前町の歴史的風致維持向上計画について、3月17日に主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定を行います。当日は、下記のとおり藤井国土交通大臣政務官が、主務大臣連名の認定証を各市町長に対して直接交付します。

（国土交通省記者クラブ、農林水産省記者クラブ同時配布）

本計画は、歴史上重要な建造物及び周辺の市街地と人々の営みが一体となった「歴史的風致」の維持向上を図るためのもので、秋田県大館市は重要文化財「大館八幡神社」の保存補修事業等を、山梨県甲州市は伝統的建造物群保存地区環境整備事業等を、熊本県湯前町は幸野溝周辺環境整備等を位置づけています。（詳細は別紙参照）

記

1. 日時 平成29年3月17日（金）11：00～
2. 場所 国土交通省（中央合同庁舎3号館）4階
藤井国土交通大臣政務官室（千代田区霞が関2-1-3）

※冒頭より認定証の手交までカメラ撮り可。

<担当> 文化庁文化財部伝統文化課
文化財保護調整室長 石崎 憲 寛（内線2869）
" 企画調整係長 佐々木 智 代（内線2415）
電話：03-5253-4111（代表）
03-6734-2415（直通）

歴史的風致維持向上計画の認定について

平成 2 9 年 3 月
文部科学省・農林水産省・国土交通省

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(通称:歴史まちづくり法)」は、地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援すべく平成20年5月に公布され、同年11月に施行されました。

この法律は、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりを支援するものであり、これまで金沢市、高山市等59市町の計画を認定しています。

このたび、秋田県大館市、山梨県甲州市及び熊本県湯前町の歴史的風致維持向上計画を3月17日に認定し、計画認定数は62市町となります。なお、今回認定を受ける各市町の歴史的風致維持向上計画については、国土交通省、文化庁及び各市のホームページに公開されます。

・文化庁 HP :

http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/bunkazai/rekishifuchi/kojokeikaku.html

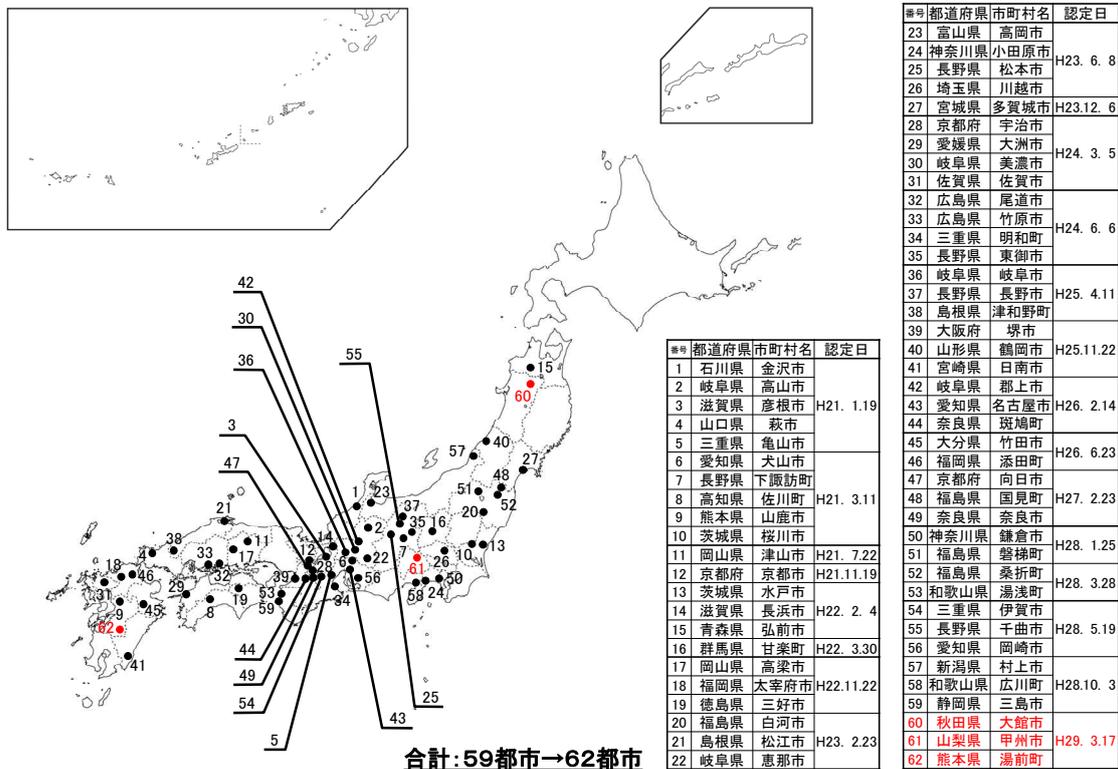


図 歴史的風致維持向上計画の認定状況

■各市町の歴史的風致維持向上計画の概要

○大館市歴史的風致維持向上計画（秋田県大館市 認定申請日 H29. 3. 3）

重要文化財「大館八幡神社」等と、大館神明社例祭の大館はちまん囃子や田代岳おおだてしんめいしゃの作ばやし占いぬい、天然記念物「秋田犬」の保存・継承活動等からなる歴史的風致の維持向上を図るため、大館八幡神社保存補修や道路美装化、伝統的工艺品(大館曲げわっぱ)活動支援事業等が位置づけられています。



【大館囃子】

○甲州市歴史的風致維持向上計画（山梨県甲州市 認定申請日 H29. 3. 3）

国宝「大善寺本堂」や重要伝統的建造物群保存地区等と、武田信玄の菩提寺・恵林寺のしんげんさんや甲州街道勝沼宿におけるぶどうまつり等からなる歴史的風致の維持向上を図るため、伝統的建造物群保存地区環境整備や農業基盤整備促進、歴史文化の発信事業等が位置づけられています。



【ぶどうまつりでの鳥居焼き】

○湯前町歴史的風致維持向上計画（熊本県湯前町 認定申請日 H29. 3. 3）

重要文化財「明導寺阿弥陀堂」,みょうどうじ「九重石塔」等と、里宮神社の祭礼行事におけるひがしかたぐみ東方組太鼓踊りや相良三十三観音巡り、球磨焼酎の醸造等からなる歴史的風致の維持向上を図るため、明導寺阿弥陀堂屋根修繕や幸野溝周辺環境整備、湯前まんが美術館改修事業等が位置づけられています。



【球磨焼酎の醸造】

■「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」 第5条（抜粋）

第5条 市町村は、歴史的風致維持向上基本方針に基づき、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する計画（以下「歴史的風致維持向上計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2～7 （略）

8 主務大臣は、第一項の規定による認定の申請があった歴史的風致維持向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 歴史的風致維持向上基本方針に適合するものであること。

二 当該歴史的風致維持向上計画の実施が当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

9～11 （略）